

感染症指定届出機関及び指定提出機関の指定等の取扱について

平成 27 年 1 月 21 日

疾病対策課長 決 裁

埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱第 3 の 4 (4) に基づき、指定届出機関及び指定提出機関（以下「定点」という。）の指定のための取扱について次のとおり定める。

1 定点の取扱について

(1) 定点の指定

ア 選出

埼玉県及び保健所設置市（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年 12 月 24 日埼玉県条例第 61 号）第 2 条の規定に基づき、次のウの権限が委任されている市を除く。以下同じ。）は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案し、埼玉県医師会等関係機関の協力を得て定点を選出する。

イ 推薦

保健所設置市は、選出された定点について速やかに別記様式 2 の感染症指定届出・提出機関推薦書により埼玉県知事あて報告する。

ウ 指定

定点の指定は、法第 14 条第 1 項に基づき埼玉県知事名で行う。

（ア）アによって選出された各医療機関には、別記様式 3 の感染症指定届出機関指定書（以下「指定書」とする。）を交付する。

（イ）当該医療機関が保健所設置市から推薦されている場合は、感染症対策課から当該市を経由し別記様式 3 を交付する。

（ウ）感染症対策課は当該市に対して別記様式 4 により感染症指定届出・提出機関指定の通知を行う。

(2) 指定の辞退

やむを得ない事情により定点を辞退する場合、定点は 30 日以上予告期間を設けて辞退することができる。

ア 辞退する定点は、別記様式 5 の指定届出・提出機関指定辞退届（以下「辞退届」という。）を、既に交付を受けた指定書を添付して所在地を管轄する保健所に提出する。

イ 保健所（保健所設置市を含む。）は、アによって当該定点から辞退届を受理した場合は、速やかに感染症対策課及び郡市医師会へ別記様式 6 を提出する。

ウ 感染症対策課は、アによって保健所から辞退届の提出を受けた場合は、別記様式 7 により埼玉県医師会に対して後任となる定点の選出について依頼し、(1) に定める手続きにより指定する。

(3) 定点の名称等の変更について

ア 定点は、次に掲げる事由が生じた場合には、別記様式 8 の指定届出・提出機関変更届(以下「変更届」という。)を既に交付を受けた指定書を添付して所在地を管轄する保健所に提出する。

(ア) 所在地変更

(イ) 名称変更

(ただし、区画整理等の都合による町名番地の変更の場合は除く。)

イ 保健所(保健所設置市を含む。)は、アによって当該定点から変更届を受理した場合は、速やかに感染症対策課へこれを提出する。

ウ 感染症対策課は、イにより変更届の提出を受けた場合は、変更事項を訂正した指定書を交付する。なお、当該定点が保健所設置市から推薦されている場合は、感染症対策課から当該市を経由し交付する。

(4) 指定書の紛失について

ア 定点は「指定書」を紛失したことが明らかになった場合には、別記様式 9 の指定届出・提出機関指定書紛失届兼再発行願(以下「紛失届」という。)を所在地を管轄する保健所に提出する。

イ 保健所(保健所設置市を含む。)は、アによって当該定点から紛失届を受理した場合は、速やかに感染症対策課へこれを提出する。当該定点が保健所設置市から推薦されている場合は、市が別記様式 10 を感染症対策課へ提出する。

ウ 感染症対策課は、紛失届の提出を受けた場合は、再発行を希望する定点へ指定書を再発行し、所在地を管轄する保健所を経由して交付する。当該定点が市から推薦されている場合は、感染症対策課から当該市を経由し交付する。

2 指定提出機関の取扱について

指定届出機関の取扱の規定は、指定提出機関の取扱について準用する。

この場合において、1 (1) 中「定点把握対象感染症」とあるのは「季節性インフルエンザ」と、同中「法第 14 条第 1 項」とあるのは「法第 14 条の 2 第 1 項」と、同中「別記様式 3 の感染症指定届出機関指定書」とあるのは「別記様式 11 の感染症指定提出機関指定書」と読み替える。

附 則
平成２７年１月２１日から施行する。

附 則
平成２８年４月１日から施行する。

附 則
平成２９年４月１日から施行する。

附 則
令和４年４月１日から施行する。